

こどもまんなか実行計画 2026

令和8年6月

目次

| | |
|---|-----------|
| I はじめに | 2 |
| 1 こども家庭庁創設以降のこども政策の歩み | 2 |
| (1) 「こども大綱」の策定 | 2 |
| (2) こどもの権利と、こどもの社会参画・意見反映の推進..... | 2 |
| (3) 「こども未来戦略」加速化プランの策定とその着実な実施 | 2 |
| (4) 地域における切れ目のない子育て支援体制の充実・児童虐待防止対策の強化 | 3 |
| (5) 保育等の質の向上と提供体制の確保 | 3 |
| (6) 「はじめの100か月の育ちビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」 の策定..... | 3 |
| (7) 横断的な検討・実施体制の構築・重点課題への対応 | 3 |
| (8) 地域の財政力の違い等を踏まえた対応 | 4 |
| (9) 若者政策の展開に向けた取組 | 4 |
| (10) 企業等の民間活力を活かしたこども・若者・子育て環境の向上..... | 4 |
| (11) 国と地方の関係強化 | 4 |
| (12) 施策の検証・評価を通じたこども施策の質の向上..... | 4 |
| 2 こども・若者を巡る現状と社会構造の変化 | 5 |
| II こどもまんなか実行計画2026において特に取り組むべき施策 | 7 |
| 1 基本的な方向性 | 7 |
| (1) こどもと子育てに関わる者の幸せな状態（ウェルビーイング）の実現..... | 7 |
| (2) こどもの命と安全・安心を徹底的に守る | 7 |
| (3) こどもへの支援行政と成育行政の連携の一層の強化 | 8 |
| (4) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と切れ目ない支援 | 8 |
| (5) 社会構造・環境の変化を踏まえた若者支援 | 8 |
| (6) 企業等と連携した社会・職場環境等の変革 | 9 |
| (7) 持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保 | 9 |
| (8) こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し | 9 |
| (9) 地方公共団体との連携の強化 | 9 |
| (10) さらなる省力化・簡素化・DXによる地方公共団体等負担軽減..... | 10 |
| 2 具体的施策..... | 10 |
| (1) 健やかで質の高い成育環境の提供..... | 10 |
| (2) 困難な状況にあるこどもたちのニーズ発見と、地域一体の支援..... | 17 |
| (3) 若者が希望を持ち選択できる環境の整備..... | 21 |
| (4) 産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会」の実現 | 23 |
| (5) 「こどもまんなか」を支える基盤の確保 | 25 |
| III 中長期的課題と更なる取組 | 28 |

I はじめに

1 こども家庭庁創設以降のこども政策の歩み

令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、政府のこども施策の基本理念等が定められると同時に、政府のこども施策の司令塔となるこども家庭庁も発足した。

これを境に、こども政策は、下記のとおり着実に前進を重ねており、令和5年度からの3年間で、こども政策は大きく強化・拡充されてきたところである。

(1) 「こども大綱」の策定

こども基本法に基づき「こども大綱」を令和5年12月に策定した。政府全体でのこども政策の基本的な考え方を整理し、長期的・横断的な取組を進めるための基盤を確立した。

(2) こどもの権利と、こどもの社会参画・意見反映の推進

「こども大綱」で明確に、こどもは「権利の主体」として位置づけるとともに、その認知度を把握しつつ、こどもやおとなに対するこどもの権利に関する普及啓発に取り組んできた。発足以来、「こども若者★いけんぷらす」を始め、国の各府省庁や地方公共団体によるこども・若者¹の社会参画や意見反映の取組を推進してきた。令和6年には、全都道府県及び6割超の市区町村において、こども政策の実施に当たり、こども・若者の意見を聴く取組が行われるなど、取組の広がりがみられる。

(3) 「こども未来戦略」加速化プランの策定とその着実な実施

少子化対策の抜本的強化に向け、令和5年12月、「こども未来戦略」加速化プランを策定した。同プランに基づき、全てのこども・子育て世代をライフステージに応じて切れ目なく支援するとの理念の下、若者・子育て世代の所得の増加を始めとして、子育て支援の拡充や、共働き・共育ての推進、社会全体の構造・意識の変化を促す取組を一体的に進め、3.6兆円規模のこども・子育て施策の抜本的な強化を実現した。令和8年度までにこれらの施策の大宗を開始し、着実に実施することとしている。

(4) 地域における切れ目のない子育て支援体制の充実・児童虐待防止対策の強化

こども家庭センターの設置促進、妊婦のための支援給付や妊婦等包括相談支援事業の法定化、家庭支援事業の開始、児童手当の拡充等により、妊娠期から子育て期までの、家庭に寄り添った伴走型支援と経済的支援の充実を図るとともに、福祉・教育・保健等の地域の関係機関が連携し、児童虐待防止対策を強化するなど、取組を深化させている。

加えて、児童相談所においても、児童福祉司及び児童心理司の増員、専門性の向上等を通じて、虐待が発生した場合に迅速かつ的確にこどもを守るための体制を整えるとともに、一時保護時の司法審査の導入を通じて、一時保護の適正性等の確保を進めた。

(5) 保育等の質の向上と提供体制の確保

保育政策の軸を量の拡大から質の向上へと転換することに加え、人口減少が進む地域における、保育等の子育て支援機能の維持・確保も推進するとともに、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善や配置基準の改善等を進めてきた。また、保育所等の新設や改修等に要する経費を補助することにより、こどもを安心して育てることができる提供体制の確保を進めた。

(6) 「はじめの100か月の育ちビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定

「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング²を実現するために社会全体で共有したい考え方をまとめた「はじめの100か月の育ちビジョン」や、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことの重要性を示した「こどもの居場所づくりに関する指針」等を策定し、全てのこども・若者に対して切れ目なく、安心できる環境を保障するための基本的な考え方を共有するとともに、関係者間の連携促進を進めてきた。

(7) 横断的な検討・実施体制の構築・重点課題への対応

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、放課後の居場所づくり、こどもの自殺対策、不登校・いじめ問題への対応、こどもホスピスの普及等の省庁横断的な課題に対し、こども家庭庁を司令塔とする検討体制を確立した。こどもを

性犯罪から守るためのこども性暴力防止法³の成立にもつなげた。

(8) 地域の財政力の違い等を踏まえた対応

令和8年度予算において「地域こども政策推進事業」を創設し、財政力が低い地方公共団体のこども施策の重点的な支援等に着手した。

(9) 若者政策の展開に向けた取組

ライフデザインの多様化を捉えた若者政策の展開も開始した。令和6年夏から20代の若者が過半数となるワーキンググループや検討会を開催し、若者たちの意見を積極的に取り入れ、ライフデザイン支援やプレコンセプションケアを推進したほか、信頼できる他者とのコンタクトポイントづくり、アウトリーチ支援等の地域において困難に直面する若者たちへの支援を強化した。

(10) 企業等の民間活力を活かしたこども・若者・子育て環境の向上

社会全体に「こどもまんなか」を普及啓発する「こどもまんなかアクション」を展開している。令和7年までに約400の自治体や、約3,000の団体・個人が「こどもまんなか応援サポーター」となり、官民連携により様々な「こどもまんなか社会」実現に向けたアクションが行われ、全国に広がった。

(11) 国と地方の関係強化

国と地方が連携を強化し、車の両輪となってこども政策を検討するため、地方公共団体との双方向の情報共有・意見交換を継続的に実施する場として、令和5年に国と地方三団体の長等との協議の場を設置した。

(12) 施策の検証・評価を通じたこども施策の質の向上

こども施策に関するデータの収集・分析体制を着実に強化するとともに、予算事業ごとのEBPM⁴シートを作成し、検証・評価サイクルへの活用等を推進して、EBPM推進に向けた取組を進めた。

2 こども・若者を巡る現状と社会構造の変化

- こうした取組が進む中で、こども家庭センターの設置（設置自治体数 1,496 市区町村。前年度比+256 市区町村）、妊娠期からの伴走型相談支援の実施（2024 年度：1,741 団体）、こども家庭相談体制の強化（児童相談所 243 か所。前年比+3 か所）（児童福祉司 6,866 人。前回調査比+384 人）、保育士等の処遇改善や保育所の待機児童数の大幅な減少（2,254 人。前年比△313 人）、放課後児童クラブの拡大（登録児童数約 157 万人。前回調査比+5.1 万人。待機児童数 16,330 人。前回調査比△1,356 人）等により、こどもの誕生前から成長過程に応じた切れ目のない支援や、安全・安心を守る取組は着実に進展している。

- ひとり親家庭における養育費・親子交流の取決めの状況として、養育費については母子世帯では 46.7%（前回調査比+3.8 ポイント）、父子世帯では 28.3%（前回調査比+7.5 ポイント）、親子交流については母子世帯では 30.3%（前回調査比+6.2 ポイント）、父子世帯では 31.4%（前回調査比+4.1 ポイント）となっており、取決め率は上がっているものの、ひとり親世帯の相対的貧困率は 44.5%と OECD 諸国の中でも高い傾向にある。

- また、令和 7 年の出生数は 671,236 人（概数。前年比△14,937 人）となり、少子化に歯止めは掛かっていない現状にある。一方で、令和 7 年の婚姻件数は 489,119 組（概数。前年比+4,027 組）となっており、引き続き、その動向について注視していく必要がある。
さらに、小中高生の自殺者数は令和 7 年に 538 人（前年比+9 人）、いじめ重大事態の発生件数は令和 6 年度に 1,404 件（前年比+98 件）、不登校児童生徒数は令和 6 年度 353,970 人（前年比+7,488 人）、児童虐待の相談対応件数は約 22.3 万件など、こどもを取り巻く状況は依然として深刻である。

- こうした状況下で、少子化と人口減少の進行に伴う地域差の拡大、物価高や賃上げ、結婚、出産、就労、居住をめぐる価値観やライフスタイルの多様化とニーズの細分化、デジタル化の進展、外国籍のこどもや支援を必要とするこども・保護者の増加等の、社会構造・環境の様々な変化が起きており、これらを踏まえた複

合的な課題への対応が求められている。

- 昨今、デジタルやインターネットに加え、生成AIが、学習やライフデザイン、日常的な相談など、子どもたちの生活に深く浸透してきている。中でも生成AIの進展が雇用やライフデザインにもたらす変化は、子ども・若者にも大きく影響する可能性があることに留意する必要がある。
- 政府は、これらの状況を踏まえながら、官民連携して子ども・子育て政策に一丸となって取り組み、子ども・若者の社会参画・意見反映の取組を引き続き推進することで、今を生きる子どもたちが自己肯定感を持つことができ、子ども自身がありのままに自分のことや周囲の環境に主体的に関わりながら、自身にとって幸せな状態（ウェルビーイング）を実現できるようにするとともに、若い世代の雇用・所得の安定、働き方改革、企業等と連携した子育て環境の改善等を含めて、個々人の結婚・出産・子育ての希望の実現の後押し等の少子化対策を推進する。

こどものウェルビーイング向上は、少子化対策の基盤であり、両者は車の両輪として相互に関連するものである。子どもや若者の主体的な選択を尊重し、ウェルビーイングの向上の土台の上に、希望に沿った出産や子育てを含む多様な生き方の実現を支援しつつ、施策を総合的に推進していくことが重要である。

Ⅱ こどもまんなか実行計画 2026 において特に取り組むべき施策

1 基本的な方向性

I. 2に記した現状や課題を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利を保障し、こども・若者¹の声を聴きながら、また、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること等の「こども大綱」に掲げた6つの基本的な方針を大前提としながら、本計画に基づく施策推進の方向性は以下のとおりとする。

(1) こどもと子育てに関わる者の幸せな状態（ウェルビーイング）の実現

こども施策を進めるに当たっては、こども、若者、子育て当事者である親を含めた保護者を始めとしたこどもの育ちに関わる全ての人々について、身体的・精神的・社会的ウェルビーイング²を総合的に実現していく必要があり、様々な観点を考慮しながら施策を検討していく。その際、こどものウェルビーイングについては、こどもが自己肯定感を持ち、主体的に自らにとって幸せな状態を実現できることを基本とし、安心できる居場所の中で社会に関わりながら希望を持てる状態となるよう配慮する。あわせて、こども・若者・子育てに関わる者それぞれの視点でウェルビーイングの実現を図っていく。

(2) こどもの命と安全・安心を徹底的に守る

こどもの命と安全・安心を守ることは、何よりも優先すべき重要課題である。こども家庭庁が司令塔となり関係機関と連携しながら、今を生きるこどもや若者の命と安全を徹底的に守る。とりわけ、小中高生の自殺者数が過去最多を更新している極めて深刻な現実に、これまで以上の危機感を持ち、救える命を一人でも救うという観点から、国と地方が総力を結集し、こどもの異変を早期に把握し、危機が深まる前に確実に支援につなげる仕組みを地域の中で機能させる。また、インターネットの利用環境を含む生活環境の安全を確保し、犯罪、事故、虐待、災害等の様々な危険からこどもを守り、ソフト面・ハード面の両方の観点から、安心して過ごせる社会基盤を構築する。あわせて、性暴力、ネット上の被害、貧

困等がこどもに及ぼす影響を重く受け止め、予防・早期対応を重視した取組を一体的かつ総合的に進めることで、「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

(3) こどもへの支援行政と成育行政の連携の一層の強化

育ちの中での「非常に大きなストレス体験」（いわゆるこども期の逆境的体験“ACES”）を予防し、ケアすることにより現在と将来のウェルビーイングへの悪影響を軽減することが重要である。あわせて、安全・安心な生活環境の中で、信頼できるおとな・友人との関係構築、学び、コミュニティへの所属感の獲得等の「肯定的な体験」（いわゆるこども期の肯定的体験“PCEs”）を増やすことが必要⁵である。この2つの取組を連携させ、一体的に推進していくため、こどもや子育て家庭を包括的に支援する体制づくりや、居場所を通じたこども・若者の地域社会とのつながりづくり、肯定的な体験機会の増加を推進する。

(4) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と切れ目ない支援

こどもや若者たちの考え方・ライフスタイルの多様化や、こどもたちそれぞれの身体的・精神的特性や、国籍、文化的背景等を踏まえて、多様なこどもや若者たちが、地域全体で包容されるよう、こどもを支える基盤を整備していく。その際、特に生きづらさを抱えるこどもや子育てに困難を抱える家庭など、周縁化されがちな状況に置かれた当事者の経験や声に学び、施策の改善に生かす視点を重視する。

(5) 社会構造・環境の変化を踏まえた若者支援

若者期は、自己の在り方や社会との関係性を模索しながら、自律性や自己肯定感を育み、多様な他者との関係を築いていく重要な発達段階である。社会構造や生活環境が大きく変化する中においても、若者一人一人が主体的に選択し、社会の一員として参画していくことができるよう、若者を単に支援の対象として捉えるのではなく、社会を共に創る主体として捉え、施策を再構築する。

(6) 企業等と連携した社会・職場環境等の変革

こども・若者や子育て当事者を支える環境の形成には、行政の取組に止まらず、企業、大学、地域社会等の多様な主体がそれぞれの役割を果たし、既存の社会資源や民間活力も活用しながら、社会全体で価値や行動の在り方を変えていくことが不可欠である。

働き方を含めた社会・職場環境が、「こどもまんなか社会」の実現に資するものとなるよう、産・官・学に加え、関係府省庁とも連携し、共通の理念の下で施策を推進する。

(7) 持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保

人口減少が進む中で、こども一人一人に必要な支援や学びの質を確保し続けるためには、それを担う人材を含む提供体制が持続的に維持されることが不可欠である。こどもを支えるおとなたちが安心して専門性を発揮できることを前提とし、持続可能な提供体制と支援や学びの質の確保を進める。

(8) こども・若者や利用者の視点に立った施策再構築と提供体制の見直し

こども・若者や子育て当事者のウェルビーイングの向上に資する環境を実現するため、こども・若者や子育て当事者の視点に立ち、安全・安心に過ごせる居場所の有無等を把握するとともに、制度や事業の分かりにくさ、情報・物理的アクセス、利用上の負担、支援の途切れといった課題等を踏まえ、施策を個別に整備するだけでなく、制度や提供体制全体を捉え直していく必要がある。あわせて、年齢や分野、所管を超えた施策間の連携を強化し、こども・利用者にとって切れ目なく、利用しやすい支援を施策横断で一体的に構築し、当事者にとって必要な支援を確実に届ける。

(9) 地方公共団体との連携の強化

こども施策の多くは地方公共団体において実施されており、地方公共団体には、自治体こども計画に必要な施策を位置づけ、計画的に取り組んでいただくことが重要である。そして、その実効性を高めるためには、国と地方公共団体が緊密に連携して取り組むことが不可欠である。人口減少の状況

等、地方公共団体ごとの課題に違いがある中においても、全国的な施策の方向性と地域の実情に即した取組が両立するよう、国と地方公共団体が一体となって施策を推進する。

(10) さらなる省力化・簡素化・DXによる地方公共団体等負担軽減

こども施策を現場や利用者の実効性を持って届けるためには、制度や手続を分かりやすくすること、運営の負担を軽減していくことが必要である。(8)の方針とも相まって、人口減少や担い手不足が進む中においても支援の質や持続可能性を確保する観点から、テクノロジーの活用を含めて制度や運営の在り方を不断に見直し、省力的で効率的な仕組みづくりを推進する。

2 具体的施策

1の基本的な方向性を踏まえつつ、政府を挙げて以下の具体的施策に全力で取り組んでいく。

以下を中核として取り組むことにより、特にこどもの安全やこどもの命を守る取組、こどもや子育て当事者のウェルビーイングの向上、若者政策の充実などをもう一段バージョンアップしていく。

(1) 健やかで質の高い成育環境の提供

① 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備

インターネットの活用がこどもの学びの機会や居場所になっている一方で、インターネット上でのこどものいじめや性被害、アルゴリズムによる情報提供が抱えるリスク、インターネット利用による心身への影響、インターネット利用の低年齢化・長時間化等の新たなリスクに対応するため、子育て当事者・保護者の視点も踏まえつつ、幅広いステークホルダーの参画を求めながら、こどもの最善の利益とウェルビーイングの実現の観点から、青少年が安全・安心してインターネットを利用できる環境整備を推進し、青少年インターネット環境整備法の在り方を始めとする中長期的な論点について、こどもの意見表明権と知る権利を保障しつつ、

その意思・意見が尊重される形で、令和8年中を目途に具体的な取組の内容を取りまとめる。

今後、デジタル、インターネット、生成AIの活用が広まる中、改めて、育ちの根幹の一つである人とのつながりの形成の重要性も再認識されると考えられるとともに、これらのデジタル技術と子ども・若者が希望をもって向き合えるようにしていくことが必要である。こうした点も乳幼児・子ども・若者の育ちの支援方策の検討につなげていく。

②いつでもどこでも、安心して子どもが過ごせる環境づくり

犯罪・事故・虐待・災害等から子どもを守る安全基盤を整備する。保育所、学校、児童養護施設等における虐待の未然防止・早期発見・改善のための取組に向けて、虐待事例の分析、職員研修の充実、相談・通報体制の整備、ガイドラインの周知等を進める。また、体罰・不適切な指導等の根絶に向けた取組、学校安全の取組を強化する。法教育⁶の推進、SNSに起因する子ども被害等への対策、非行対策等に取り組む。チャイルド・デス・レビュー（CDR：Child Death Review）について、他の検証制度との連携強化や事故予防の推進に向け、検討を進める。

災害時の子どもの居場所づくりや意見反映に関する周知啓発を進めるとともに、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T：Disaster Education Support Team）の充実を図る。あわせて障害児、医療的ケア児も含めて安心して避難生活を過ごせる体制整備等を推進することで災害時でも子どもが安心して過ごし、学ぶことができる環境を確保する。

また、昨年度改定した「子どもに対する暴力をなくす行動計画」について、関係府省庁・関係者間の連携を図りつつ、取組を確実に進めていく。

③子ども性暴力防止法の着実な施行等

子ども性暴力防止法³の円滑な施行（令和8年12月25日）に向けて、その執行体制の確保、専用システムの開発、対象事業者への支援等の取組を引き続き進める。また、対象事業者・従事者、子ども、保護者を始めとする国民全体に向けた周知広報を進め、子どもに対する性暴力を決して許さないという社会全体の機運を醸成する。あわせて、子どもの性暴力防止に係る諸課題につ

いての調査研究等を並行して進める。また、生命（いのち）の安全教育を推進する。

さらに、保育士特定登録取消者管理システム（保育士データベース）及び教育職員等に係る特定免許状失効者管理システム（教員データベース）の活用徹底や活用状況の見える化に向けた調査、実地監査などその他の必要な取組を進めるとともに、これらのシステムについて、こども性暴力防止法関連システムとの今後の統一的運用も見据え、まずは連携に向けたデジタル認証アプリ活用のための改修等を行い、保育士及び教育職員等によるこどもへの性暴力防止の取組を強化する。

検察庁、警察及び児童相談所が連携体制を強化するとともに、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、性被害の被害者等となったこどもからの事情聴取に先立って協議を行い、検察庁、警察又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を国として支援する。また、被害者等となったこどもが精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮する取組を推進するとともに、最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。

④誰もが安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備

小児・周産期医療の提供体制の確保・維持・充実とあわせて、交通費・宿泊費支援により医療資源のない地域における医療アクセスを確保する。さらに、新たな給付体系の導入に向けた議論、妊婦健診における経済的負担の軽減や、出産・妊婦健診・産後ケア事業のサービス内容や費用等の見える化を進める。特に、産後ケア事業の質の向上・量の拡大を図るため、委託費単価や各種加算の見直し、安全性や助産師等の活用を含めた専門性の向上などを行うほか、父親支援を含めた産後の子育て家庭の包括的な支援の充実を図る。

加えて、妊娠の可能性のある段階から、妊産婦や家庭の直面する不安や困難を早期に把握するよう努め、一人一人の状況に応じて専門職等により、SNSも活用しつつ相談支援等を行う取組を、地域における身近な相談機関を普及・活用しながら推進し、メンタルヘルス支援の充実や必要な支援につながる環境の整備を進める。

また、困難な状況にある妊産婦が、その悩みを安心して相談で

き、自らの状況に応じた様々な選択肢の中から、必要な支援を受けられるよう、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等に対する一時的な住まいや食事の提供等の支援を行う体制を含めた相談支援体制の整備を進めるとともに、相談窓口の周知広報の強化を図る。

安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を引き続き整備するため、研修や情報公開を通じた医療の質向上や地域連携体制の構築を目指すとともに、周産期医療の集約化・役割分担により、医療を安定的に提供する。プレコンセプションケア等の取組を推進する。

さらに、出産直後から成育過程を通じて、全国どこに住んでいても、年齢等に応じて必要な健診や検査を受けられ、多様化する成育過程のニーズに対応した的確な保健・福祉サービスが提供されるなど、こどもの心身の健康や健やかな成育が保障される環境の更なる整備に向けた検討を進める。その際、子育て世帯訪問支援事業等の家庭を支える事業の普及・充実に努めるなど、保護者のウェルビーイングにも着目した検討を進める。

また、生命を脅かされている状態（LTC：Life-Threatening Conditions）にあるような重い病気のこどもの成長発達ときょうだい児を含めた家族を支えるため、こども当事者が「生きる」を実感するための体験につながる「こどもホスピス」の普及を推進する。

これらを通じて、妊娠の可能性がある段階から成育過程に至るまで、こどもと保護者の経済面・医療面・心理面の不安を総合的に軽減し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境を整備する。

⑤ 「はじめの100か月」の育ちの環境整備と幼児期の教育・保育の推進

妊娠・出産・子育てにおける孤独・孤立防止を図るとともに、子育て当事者一人一人のニーズに沿った支援を実現し、プッシュ型の支援につなげられるよう、母子保健と児童福祉、教育との連携の推進を強化する。

あわせて、こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すため、行政、幼児教育・保育施設、子育て支援施設、民生委員・児童委員、地域住民等によるコンソーシアムを各地域で構築し、様々な立場でこどもの育ちを支える者同士の連携を強化するとと

もに、各地域における「はじめの100か月の育ちビジョン」の認知拡大と同ビジョンに基づく具体的な取組を推進する。

また、関係府省庁の連携による3要領・指針⁷の告示改正に向けた一体的な検討を進める。あわせて、幼稚園・保育所・認定こども園が行う幼児教育の質的向上を図るとともに、5歳児健診を通じて就学に向けて必要な支援につなげるなど、地域にかかわらず小学校教育等との円滑な接続が図られるよう支援する。地域に開かれた保育の推進、自然体験活動等の充実、職場環境の改善や幼児教育センター等による地域における支援体制の強化を推進する。

さらに、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、「こども誰でも通園制度」について、利用状況や職員体制等を含む実施状況の把握を行い、効果検証を踏まえた制度改善を進める。

また、全てのこどもに等しく質の高い育ちの環境を提供するための保育の在り方や、幼少期以降も含めたこどもの育ちを保障するための地域づくりに向けた理念や取組の在り方について、「はじめの100か月の育ちビジョン」との関連も含め、検討を深める。

⑥こどものための体験機会の提供

こどもたちが多様な経験を通じて成長することは、健全な発達に不可欠であるが、近年、こどもにとっての様々な体験活動の機会が減少傾向となっている。こどもたちが、多様な背景・特性や経済状況等の家庭環境、住んでいる地域等に左右されず、学校や児童館等、地域で日常的に過ごす場所で、安心できるつながりを構築し、また、日常を離れた自然環境等の中で主体的に試行錯誤を繰り返すことができる環境の整備が必要である。その中で、豊かな体験機会が保障され、一人一人のウェルビーイングの向上と生きる力が育まれる。こうした状況を目指し、体験の意義や基本的方向性を整理しつつ、情報不足・無関心層への普及啓発に取り組むとともに、こどもが体験の場や機会と着実につながれるよう図り、児童福祉文化財の推進、官民連携した自然・文化芸術・職業体験等の機会の提供等を拡充する。

⑦子育てしやすく支えのある環境づくり・少子化対策

「こども未来戦略」加速化プランの各施策に基づく、少子化対策を着実に実施するとともに、関係府省庁及び企業等との連携・協働により、子育てしやすい環境づくりを進める。

女性活躍推進法や育児・介護休業法の着実な履行を支援するとともに、育児休業取得の促進、柔軟な働き方の導入に向けて、中小企業を中心として、労務管理の専門家による個別の相談支援、「共育（トモイク）プロジェクト」を通じた育児休業を契機とした育児参画についての社会的機運の醸成、両立支援等助成金の活用を促進すること及び「こどもとともに成長する企業構想」（後掲）や、利便性向上や地域間格差解消による病児保育の充実等を推進することにより、「共働き・共育て」を推進する。また、若者や女性の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、仕事と育児、介護等との両立支援、職場における女性の健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消といった観点から、職場を起点とした地域社会の変革に取り組む地方公共団体を後押しする「地域働き方・職場改革」を推進し、地域における取組を強化する。

あわせて、若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会を実現すべく、空き家やその予備軍を含む既存住宅の円滑な市場流通の促進や、UR団地等における子育て世帯向けの住戸供給、居場所づくり、交流促進、安全対策等により子育てをしやすく、働きやすい居住環境の充実等に取り組む。また、地方公共団体に向けて子育て世帯向け賃貸住宅に関する好事例を共有し、子育て住環境に関する地方公共団体の取組を促進する。抜本的拡充を行った児童手当や、小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減等の子育て期の経済的負担の軽減に向けた取組を着実に進める。その際、学校給食については、関係府省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進など、給食の質の向上に向けた取組を推進する。また、子育てに不安等のある家庭の支えとして、家庭支援事業の普及を図る。

⑧こどもや子育て家庭の居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」も踏まえ、地域におけるこどもの居場所づくりを推進し、参加の敷居を下げつつ、地域

での肯定的な体験（いわゆる“PCEs”）を増やす取組を充実させるとともに、既存の取組についても質の向上を図る。小学生については、放課後児童クラブの受け皿の確保を図るとともに、中高生、若者等の年齢層に応じた居場所づくりについても、各地域での取組を推進する。

あわせて、部局間連携強化等を含め、地方公共団体が施策を推進する体制の構築を促進することで、子育ての全期間を通じ、子どもと子育て家庭の居場所づくりと、子育て家庭が地域交流や相談をしやすい環境を整え、課題があっても地域で支えられる体制を推進する。

⑨学童期・思春期の多様な学びと成長機会の保障

「令和の日本型学校教育」の着実な推進に向け、次期学習指導要領に向けた検討を進めるとともに、学校の基盤強化、教育の質向上を総合的に推進する。

道徳教育、英語教育、食育、木育等のより豊かな学びや体験を充実する。また、相談体制の充実のほか、特定分野に特異な才能のある子どもへの支援の充実を進める。そして、放課後の体験機会を支援する。

地域とともにある学校づくりを目指して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進するとともに、若者世代の参画等を促進し、次世代の担い手育成にもつなげる。

こうした取組に加え、不登校支援等を総合的に推進するなど、多様な子どもを包摂しつつ、「深い学び」の実現を図り、よりよい教育と成長の機会を全ての子どもに保障する。

また、思春期の子どもが自発的に参画することができ、試行錯誤する経験等を通して、社会に主体的に関わることにつながる、学びや成長の機会が提供され得る環境の整備を推進する。

こどもの運動習慣の形成や体力向上については、生活全体を通じて運動する機会を確保し、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、習慣化できるよう、幼児期からの運動習慣形成、学校体育等を通じた運動意欲の向上、地域における持続可能なスポーツ機会の創出等、学校・地域・家庭における様々な取組を推進する。

(2) 困難な状況にある子どもたちのニーズ発見と、地域一体の支援

① こどもの自殺対策の強化

自殺は、背景に様々な事情が関係していることを踏まえ、こどもの自殺対策については、あらゆるこども施策を総動員して、総合的に、かつ着実に実行していく。

特に、「『こどもの命と安全を徹底的に守る』大臣プロジェクト2026～第1弾 こども・若者 自殺防止総力戦略～」として、こどもの命を守る観点から、深い孤立や困難を抱えた自殺のリスクが高いこどもや若者を、危機が深まる前に把握し、確実に支援につなげる仕組みを地域の中で着実に機能させる取組を地方公共団体とともに総力を結集して進める。

「こどもの自殺対策緊急強化プラン」及び「こどもの自殺対策推進パッケージ」に基づき、こどもの居場所づくりを推進し、学校内外における教育相談体制の充実を含む全国対応の相談環境の整備等により総合的に施策を推進する。

地方公共団体における協議会の設置促進及び救急医療機関を含む関係機関の連携、ICT・AI活用の検討を含め自殺リスクの早期発見、多角的な要因分析等を通じ、予防と支援の一体的実施と、一人も取り残さない相談体制の構築を推進する。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの更なる配置を進めるとともに、その政策効果を検証しつつ、スクールソーシャルワーカーとして果たすべき役割と必要とされる専門性や資格について改めて周知し、学校でのリスク発見と福祉部門による支援との連携を進める。あわせて、一人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入を促進する。

また、自殺未遂歴は自殺の最大の危険因子であり、若年層の自傷・自殺未遂の手段として多いのはオーバードーズ（過量服薬）であると言われており、オーバードーズ対策も踏まえてこどもの自殺対策の取組を進めるほか、身近な希死念慮や悩みを抱える人に気づき受け止めているこどもへの支援や専門家との連携を促す取組を進める。

以上の施策等について、地方公共団体への伴走支援や、協議会の設置等の地方公共団体のこどもの自殺対策の取組状況の共有を行うこと等により、地方公共団体とともにこどもの自殺対策を総力を挙げて推進する。

加えて、こどもの自殺は深刻な状況であることから、「こども

の自殺対策緊急強化プラン」について、早期の見直しを検討する。

②虐待防止対策の強化、社会的養護の充実

妊産婦、子育て家庭の困難や不安を早期に把握するとともに、ヤングケアラーや保護者の思想信条等を背景とする等、自覚しづらく支援を求めづらい状況にあるこども等も含め、必要な支援に着実につなげる「こども家庭センター」の設置促進・機能強化により、母子保健と児童福祉分野を一元的に対応し、様々な機関・地域資源との協働や関連事業の活用による包括的支援の中核機能を充実させ、虐待の未然防止を図る。また、関係府省庁が連携して児童相談所等の相談支援体制強化に全力で取り組み、こどもの最善の利益の観点から、虐待を受けたこどもの保護や心身のケア、虐待に至った保護者への指導、親子関係の再構築等の総合的な支援を着実かつ強力に進める。

こどもの最善の利益を実現するために、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障⁸の推進に必要な市町村の包括的支援体制や児童相談所の相談支援体制を構築する。あわせて、これらの原則・理念の下、里親等委託⁹や施設の小規模・地域分散化や高機能化、多機能化・機能転換等の、社会的養護に関する施策の充実を進めるとともに、特別養子縁組の推進を図る。

③いじめ防止対策・不登校対策の強化

不登校により学びにアクセスできないこどもたちをゼロにすることを目指し、多様な学びの場や教育相談体制の整備を進めるため、校内教育支援センターの設置促進・教育支援センターの機能強化、学びの多様化学校の設置促進を図るとともに、いじめ・不登校等の解決や予防につながるよう、教職員による相談対応の質を向上する。いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりを進める。あわせて、不登校が原因の離職を防止するため、各種支援策について引き続き周知を図る。

いじめや不登校を始め、こどもの悩みの背景には様々な事情が関係していることも踏まえ、学校だけで抱え込むのではなく、教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でいじめ・不登校のこどもへの支援体制の強化を図る。

④こどもの貧困対策・ひとり親家庭等支援の強化

経済的に困難な状況にある家庭のこどもの育ちを保障し、可能性が十分に発揮される環境を整備するために、教育・生活・食・就労・相談支援を一体的に強化し、「貧困の連鎖」の断絶と自立支援を推進する。

義務教育段階の就学援助や高校授業料支援、高校生等奨学給付金や、高等教育の修学支援新制度及び独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金事業の着実な実施を図り、全てのこどもたちが、家庭の経済状況にかかわらず、安心して育ち、学ぶことができる環境を整備する。

生活困窮世帯・生活保護世帯のこどもには、学習支援、生活習慣や養育環境の改善、進路選択・奨学金活用の助言等の包括的支援を行い、進学・就職準備給付金等で自立移行を後押しする。

ひとり親家庭等には、その困難の度合いが世帯の所得階層等により異なることも踏まえ、入口段階で丁寧にアセスメントを行い、家庭の状況に合わせて学習支援や受験料等補助、ワンストップ相談・伴走支援、住まい・生活支援、将来的なライフプラン・キャリア形成の観点に立った、就業・職業訓練や資格取得支援、経済的支援を組み合わせる多面的・伴走型の支援を推進する。

さらに、フードバンク・こども食堂・こども宅食等の活動により食品アクセスを確保するとともに、学校施設や放課後児童クラブ等の安全・安心で気軽に立ち寄ることができる場所における安価な食事等の提供やアウトリーチ型の支援を通じて、支援が必要なこどもの早期発見・見守りを行うとともに、行政等による適切な支援につなぐ。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談支援体制の整備、生活困窮者自立支援制度、民間支援団体への支援等を通じ、夏季休暇等の長期休暇期間中も途切れることのない、地域全体で切れ目のない支援基盤を構築する。

こうした取組により、ひとり親家庭等への包括的支援や地域資源を活かした切れ目のない支援基盤を構築する。

⑤こどもの最善の利益を確保するための離婚前後の家庭への支援

離婚後のこどもの養育について、こどもの意見や意向が適切な形で尊重されるよう環境整備に取り組むとともに、離婚前後の父母に対する、養育費・親子交流の取決めや履行確保等に関する講

座の開催、カウンセリング支援、同行支援等を実施し、離婚後も子どもが安定した生活を送ることができるよう支援する。

養育費・親子交流の取決めを含む共同養育計画書の作成を促進し、その履行を確保するため、離婚後も共同親権を選択可能とすることを含む令和6年民法等改正法の趣旨・内容等について、企業等の協力も得て周知・広報を行い、社会的理解の増進を図るとともに、必要な支援施策の在り方を検討する。

⑥障害児支援体制の強化、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進等

保育所等、放課後児童クラブ、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等、学校等の関係者が連携しながら、制度の持続可能性等も踏まえつつ、地域における障害児支援体制の強化とインクルージョン推進のための取組を一層進める。ライフステージに応じて、生涯にわたる学習機会の確保など、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。医療的ケア児、聴覚障害児、強度行動障害の状態にある児を含めた専門的支援が必要な子どもへの支援や、発達に特性のある子どもとその家族への早期からの切れ目ない発達支援・家族支援等を推進する。全国で質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築に向けた教材の作成等の支援人材の育成・確保等に取り組む。

インクルーシブ教育システムの実現に向けて、特別支援学校と小中高等学校を一体的に運営するモデル構築や、教育と福祉等の関係機関の連携の促進、発達障害のある児童生徒を含む全ての障害のある児童生徒に対する切れ目ない支援に取り組む。さらに、特別支援教育を担う教師の専門性向上、医療的ケア児支援における指導的立場等の看護師養成、多様な支援スタッフの配置促進や通常の学級におけるデジタル学習基盤の活用や合理的配慮の提供などによる重層的な指導・支援を含め、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための特別支援教育の充実に取り組む。

⑦多様な背景を持つ子どもたちへの支援

様々な文化や背景を持つ子ども等への支援を推進する。

外国にルーツを持つ子ども・若者に対する日本語教育環境の強化等を始め、どのような背景があっても地域社会に包容(インク

ルーション)され、社会の一員として健全に育つことのできる環境の構築を進める。

⑧こどもの視点に立った切れ目のない政策の推進

こども家庭センターを中核として、教育・保育・医療等を含む多分野の機関等が連携・協働しつつ、様々なニーズを有する妊産婦・子育て家庭・こどもを包括的・継続的に支え、支援の狭間や複合的な課題にも対応できる地域全体での支援体制を整備するとともに、必要に応じて児童相談所等の広域的な専門機関や、子ども・若者総合相談センター等の若者支援機関との円滑な連携を図る。その際、早期にニーズを把握して漏れなく支援を提供できるよう、妊娠期から乳幼児期・学齢期にわたる全ての子育て家庭が必要な支援に着実につながる対策の充実を図るとともに、妊娠期から2歳頃までの時期の相談支援を強化する。

個人情報に配慮したデータ連携基盤の検討を進め、潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期把握に取り組む。

また、養育環境において、こどもたちが「非常に大きなストレス体験」(いわゆる“ACEs”)に直面するリスクを減少させるとともに、「肯定的な体験」(いわゆる“PCEs”)の増加を目指すべく、分野横断的に、介入と予防を組み合わせた総合的な施策展開を図る。

(3) 若者が希望を持ち選択できる環境の整備

①若者政策の基本設計(グランドデザイン)

全ての若者に向けた政策について、自己の確立に向けて、自らの在り方や周囲との関係性を模索する若者期の特徴を踏まえ、「支援」の視点だけではない、官民連携型の新たな視座と枠組みの下で施策を推進できるよう特定の課題の解決を志向せず、自律性と自己肯定感や、多様な他者と関係を構築する機会を支える視点も取り入れた新たな政策のあり方の基本設計を行う。

その際、将来世代との対話と関係構築(FR¹⁰)を重視する。

その上で、その具現化に向けて、FRを重視しつつ省庁・分野横断的に、ピアサポートも含めたコーディネート機能の導入等により地域の優先課題を支援し、地方公共団体によるユニバーサルな居場所づくりや関係機関が連携した取組など、若者の

視点から設計した地域における包括的な若者政策を、新たな官民連携によって推進するモデル事例を創出する。

若者政策について、KPIを設定し、取組の進捗状況を客観的に把握することはもとより、若者を取り巻く状況は、時々刻々と変化していることを踏まえ、不断の見直しを図っていく。

②若者たちの実情を知り、声を聴く取組の推進

若者10万人の総合調査等を通じ、若者が置かれている状況を調査することで、変化の著しい現代社会において、現在及び未来の主体である若者の多様なニーズとその意識を的確に捉え、政策に反映し、若者と共に社会を創る。

あわせて、若者の社会参画を強力に推進し、多様な視点を取り入れるべく、国や地方公共団体における審議会・懇談会等への若者委員の登用促進を進める。

③困難に直面する若者支援の推進

①の政策の基本設計を踏まえ、困難な状況にある若者支援を推進する。その際、若者支援関係機関と行政の連携を進めていくとともに、子ども・若者総合相談センター等、就労支援機関、自立相談支援機関等の関連機関相互の連携を進める。

ヤングケアラー等の支援につながりにくい若者や、被虐待経験等により親を頼りづらい若者等の困難に直面する若者にアプローチできる体制づくり、地方公共団体における若者の居場所づくりや、居住支援、体験、就労支援などの取組と連携し、切れ目なく接続した多層的・個別的な支援を推進する。

また、「孤独・孤立対策重点計画」に基づき、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組を推進する。

④若者政策の推進

①の政策の基本設計を踏まえ、全ての若者が多様な生き方を選択できるよう、その基盤となる能力、知識、経験の習得を促進するとともに、様々な立場の者が若者と関わりながら、必要に応じてその成長に関与し、多様な生き方を肯定的に受容し、いつでも再挑戦できる社会環境の構築を図る。

その際、地域と連携したライフデザイン事業を推進するとと

もに、「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づく性や健康に関する正しい知識の普及や相談支援体制の充実・強化、活動や暮らしを支える基盤ともなりうる若者の居場所づくりを推進する。

若い世代の希望に沿った結婚支援の取組を、施策の検証・評価を踏まえつつ、引き続き着実に実施する。

若者たちが社会で活躍するために必要な能力や知識を習得できるよう、N-E. X. T. ハイスクール構想等の高校教育改革や、高等学校教育の質の充実、修学支援の取組等を進めるとともに、グローバル人材の育成やアントレプレナーシップ教育の推進を図る。また、学校現場での社会保障教育を一層推進する。

さらに、令和9年1月開始の17歳以下のNISAつみたて投資枠の適切な活用を促進する。

(1) ⑦で挙げた「地域働き方・職場改革」を通じた、若者が「働きがい」と「働きやすさ」を感じられる地域の職場づくりを推進する。

(4) 産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会」の実現

①国と地方の連携強化

「こどもまんなか社会」の実現のため、自殺対策をはじめとして、本実行計画に盛り込んだ全ての施策の実施に当たっては国と地方公共団体との協働・連携が不可欠であり、こども政策に関する国と地方の協議の場の活用などにより、連携の強化を図る。

地域の実情に応じ、施設やサービスの多機能化の取組の推進等を通じて、安心して子育てできる環境を確保するとともに、支援の担い手の定着を推進する。

全国的な施策の充実・横展開を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、財政力の低い地方公共団体のこども施策について、重点的に支援する。

国と地方、官民が連携し、手続の内容の簡素化や補助金統合、こども政策DXの活用、地方公共団体における一体的な整備計画の策定を進め、利用者や事業者、地方公共団体の負担を軽減し、地域の実情に即した分かりやすく持続可能な施策運営を推進する。

②地方公共団体と民間団体との連携を通じた地域におけるこどもまんなかの推進等

「こどもとともに成長する企業構想」の推進と一体的に、地方公共団体が、様々な民間団体と連携し、そのノウハウ（知識や経験の集積）や活動の柔軟性を活かしつつ、地域の実情を踏まえて行う子育て支援や若者支援を推進する。また、「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」や「こどもまんなかアクション」を通じ、官民、民民の対話・連携・協働を図り、課題解決と連携基盤構築、知見共有を図る。

③民間事業者等による質の高い子育て支援サービスの推進

行政のサービスだけではなく、民間の質の高い子育て支援サービスの活用を促進し、認可外保育施設における保育の質の向上、ベビーシッターや家事支援サービスの利用促進、小学生の放課後の居場所の多様化等の企業等の活力を活かした子育て支援の推進を図ることにより、仕事と子育ての両立支援を強力に進める。

④「こどもとともに成長する企業構想」の推進

民間企業による「こども若者まんなか」に向けた活動は「こども若者まんなか」に必要不可欠であり、こうした活動を行うことが、成長、人材確保、市場評価いずれのデータにおいても企業価値の向上に相関することが示されている。こうした点を踏まえ、関係府省庁が金融機関等とも連携しつつ、大企業から地域の中小企業まで、民間企業が「こども若者まんなか」という社会的価値と企業価値の向上に一体的に取り組めるよう支援と環境整備を行う「こどもとともに成長する企業構想」を強力に推進する。特に、金融機関と連携した地域の中堅・中小企業などにおける取組への支援を実施するとともに、税制上の対応等のインセンティブ施策を検討する。また、認定制度の導入、地域における企業等の多様なプレイヤーを巻き込んだ取組の推進、人的資本経営の情報開示におけるこども・子育て支援の取組の位置づけを明確化することなどの環境整備を通じて、こども・子育て支援に取り組む企業に対する投資を促進し、企業による「こども・若者・子育て支援」と「成長」の好循環を創出

する。

⑤研究機関等と連携した、こども関連研究の推進

研究機関・研究者との連携強化も含めたこどもに関する研究機能・体制の強化を図る。これにより、外部の研究機関・研究者等との連携等により深度ある研究機能を確保し、ワイズスペンディング、こどものウェルビーイング、非行少年の立ち直り等の実現に向けた客観的なデータの取得と科学的根拠に基づく政策形成（いわゆるEBPM）を更に推進しつつ、予算要求・編成作業と一体でこども施策の継続的改善を図る。

また、データの二次利用を推進するとともに、エコチル調査やデジスタンス調査等のこどものデータ基盤となる長期調査についても引き続き推進する。

①～⑤の取組を通じて、企業、大学、地域社会等の多様な主体がそれぞれの役割を果たし、社会全体で価値や行動の在り方を変え、働き方を含めた社会・職場環境が「こどもまんなか社会」の実現に資するものとなるよう、変革を促していく。

(5) 「こどもまんなか」を支える基盤の確保

①こどもの権利の普及啓発、相談救済機関の活動推進

こどもの権利の普及啓発については、官民共催キャンペーンの「こどものけんりプロジェクト」等の取組を推進するほか、経済界とも連携しつつ、こどもの権利とビジネス原則の普及啓発、実践を行う。

人権教育の実践研究の成果・教材の普及や、「人権教室」、啓発冊子、SNS等を通じ、自分も支援の対象に含まれることの理解も含むいじめ・体罰・虐待・不適切な指導・性暴力・保護者の信仰に起因した被害等のこどもの人権に関する啓発や、SOSミニレター等をはじめとする人権相談等の活用を推進する。

加えて、地方公共団体におけるこどもの相談救済機関等の設置につき、ガイドライン等の策定に資するよう、人材確保・育成方策等の検討を進める。

さらに、国際機関との連携、諸外国との政策対話や交流事業、情報発信等の国際的な連携・協力も推進していく。

②こども・若者の社会参画・意見反映の取組推進

こども・若者の主体性と施策の実効性を高めるため、「こども若者★いけんぷらす」の取組を充実させ、各府省庁における施策へのこども・若者の意見反映の取組を推進する。その際、こどもの身近な場や地方での意見聴取を含めた参加機会の拡大・確保も図る。また、こども・若者発案テーマの意見聴取に取り組むとともに、自ら声を上げにくい状況にあるこども・若者も含めた意見表明を支える環境整備と結果のフィードバック等の充実を図る。あわせて、意見反映の在り方について不断の見直し・改善を図る。

さらに、審議会・懇談会等へのこども・若者委員の登用促進に向けた継続的な働きかけや委員同士の交流機会を創出する。また、地方公共団体の首長や管理職向け研修、地域人材の養成、好事例の収集と横展開等を積極的に進めることで、地域における意見反映の取組をより一層促進させる。

③こどもを支えるおとなたちへの支援

民間給与動向等を踏まえた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進めるとともに、保育所等の経営情報等の見える化・分析を継続し、公定価格の見直しや事業所の運営の支援等を検討する。あわせて、地域区分の見直しについて、必要な財源の確保にも留意しつつ予算編成過程で検討する。

教師を取り巻く環境整備を一体的に推進するため、学校の働き方改革を加速し、令和10年度までの新たな「定数改善計画」として、中学校35人学級の着実な実施、養護教諭の配置充実、学校事務体制の機能強化等に係る定数改善を進める。

さらに、給特法等の改正を踏まえた教職の重要性と、職務や勤務状況に応じた処遇改善を図るとともに、多様な支援スタッフや専門家の参画、行政による学校問題解決のための支援体制の構築、校務DXの推進等を通じ、教師が教育に専念できる環境を整備する。

また、昨年10月に法定化された保育士・保育所支援センターの更なる機能強化を図り、潜在保育士の掘り起こし等を含めた人材確保の取組を強化する。

あわせて、養成課程や研修について見直しを行い、教師や保育士等の専門性の向上等を図る。

また、児童相談所における児童福祉司・児童心理司の計画的増員、児童相談所やこども家庭センターにおけるこども家庭ソーシャルワーカー資格取得等による専門性向上、処遇改善、資格保有者の配置を推進するとともに、こども家庭福祉分野全体における資格取得を推進する。大学等教育機関と連携した「こども若者支援人材バンクモデル事業」を推進することにより、こども家庭福祉分野における人材の育成・定着に取り組む。さらに、ICT活用による業務効率化を進める。

また、教師や保育士に限らず、こども・若者に関わる実践者が不足しているという現状を踏まえ、地方公共団体や高等教育等関係者で協力して専門職の育成・確保を図るため、地域構想推進プラットフォームの構築を支援し取組を進めるとともに、専門職に限らず、保護者や地域団体、企業等、地域社会でこどもを支えるおとなを対象として、こどもの育ちを支える知識の周知や、地域内での連携、その他こども・若者理解を深めるための取組を進める。これらを通じ、全てのこども・若者や子育て家庭に対し、安全・安心に過ごすことができる環境を切れ目なく保障するため、行政（教育部門・福祉部門・その他関連する各部署）・保護者・地域団体や実践者・地域住民等の連携を強化し、各地域における具体的な取組を推進する。

④こども政策DXの推進

保育や放課後児童クラブ、母子保健や児童福祉など、各分野におけるこども政策DXを引き続き推進し、子育て当事者の利便性向上や負担感の軽減、子育て関連事業者・地方公共団体の事務負担の軽減、支援の質の確保・向上等を図るとともに、様々なデータの連携を通じて、デジタルの恩恵をこどもや子育て当事者に直接届ける取組を進める。

保育所等のICT導入・活用の支援を一層進めつつ、保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の全国展開と機能拡充を図るとともに、保育に関連するデータの実態把握や活用方法等について検討を行う。

これら保育DXの一層の推進により、保育士等の業務負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保するとともに、保育施設等における人材確保や働き続けやすい職場環境づくり、保育の安全性や質の確保・向上を支援する。

全国共通の情報連携基盤（PMH）¹¹を整備し、スマートフォンでの健診受診・結果の確認や、母子保健情報について自治体と医療機関等との間の情報連携を可能とするための取組を進める。また、電子版母子健康手帳の普及を図る。

個人情報に配慮したデータ連携基盤の検討を進め、潜在的に支援が必要な子どもや家庭の早期把握に取り組む。

⑤子ども施策や子育て支援策等の広報啓発の推進

子ども施策は、必要な方々に必要な情報がタイムリーに届いて初めてその効果が発揮される。「伝える」広報から「伝わる」広報への転換を図り、政府が運営するHP等による発信強化や各種メディアとのタイアップ等によるSNS内外のチャンネルの積極的活用を図る。あわせて、支援を必要とする当事者に確実に届くよう、利用への心理的なハードルにも配慮した情報発信を推進する。また、SNS上の投稿分析による誤情報拡大防止や有識者・若者等からの定期的な意見聴取を通じ、より効果的な広報・情報発信を推進する。

⑥子ども施策の検証・評価と子ども予算の「全部見える化」

子ども政策の実効性を高めるため、施策の検証・評価結果を次の立案へ反映させるPDCAサイクルの着実な実施に向け、子ども大綱に掲げた数値目標・指標を踏まえた検証・評価等を進めていく。さらに、子ども家庭庁や子ども家庭審議会が果たすべき司令塔機能強化の方向性についても検討を進める。

また、子ども予算の全体像を国民に分かりやすく示すことは、「子どもまんなか社会」の実現に向けた信頼の基盤となる。子ども予算の内容を分かりやすく示し、地方公共団体において子ども予算に関する誤解が生じることのないよう、深度ある全面的かつ丁寧な情報公開を推進し国民の理解と信頼を確保する。

Ⅲ 中長期的課題と更なる取組

- 「子どもまんなか社会」の実現には、子ども家庭庁がリーダーシップをとって、地方公共団体や民間企業、関係府省庁を巻き込んで、子どもにとっての最善の利益を追求していく体制が必要となる。子ども・若者の意見聴取や反映の取組の在り方を含め、こ

ども家庭庁の司令塔機能の在り方、及びその機能強化に向けた具体的施策について、継続的に検討していく必要がある。

- こども政策の効果は、こどもが成長してから発現するものもあり、一朝一夕には見えにくい。一方で、こどもを取り巻く環境は日々変化するとともに、様々な社会的影響についても考慮していく必要がある。

こどもに関する正確な情報・データの取得・分析を踏まえて施策を講じていくため、適切なデータに基づく研究知見が政策の立案や検証・評価等を支える観点も踏まえ、専門的知見を更に活用し、腰を据えた研究・分析を行うための調査研究機能・体制の構築に向けて検討する。あわせて、こどもまんなか社会の中で育った子どもたちが次世代の社会を担うという循環の視点や、こどもの意見を継続的に聴取する取組も含め、中長期的に施策の在り方を検討する。

¹ 「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とこども基本法で定義されている。「若者」については法令上の定義はないが、ここでは思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）、及び青年期（おおむね18歳以上おおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）の者を示す。「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体を射程に含めることを明確にする場合には、分かりやすさの観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。なお、「乳幼児期」は義務教育年齢に達するまでを、「学童期」は小学生年代を示す。

² 身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあることを指し、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含むものをいう。なお、教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）では、多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念としている。

³ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

⁴ Evidence-Based Policy Making の略称。証拠に基づく政策立案。

⁵ 家庭・学校・地域社会などにおける、安全で安心できる生活環境、あたたかな養育、信頼できるおとなとの関係、その子に合った学び、趣味、自分や取り巻く環境への主体的な関わり、コミュニティへの所属感等のこども期の肯定的体験（PCEs（Positive Childhood Experiences））は、レジリエンス（困難にしなやかに適応する多面的プロセス）の支えになる。また、将来の健康リスクや社会的困難に繋がる可能性のある逆境的小児期体験（ACEs（Adverse Childhood Experiences））の影響を緩和する可能性が示されている。

⁶ 法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育。

⁷ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を指す。

⁸ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場を保障すること。

⁹ 遅くとも令和 11 年度までに乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を目標としている。

¹⁰ Future Generations Relations の略称。将来世代との対話と関係構築。

¹¹ Public Medical Hub の略称。医療費助成、予防接種、母子保健等の分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を実現するための、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム。

こどもまんなか実行計画の施策の進捗状況を検証するための指標

Ⅱ-2-(1)

(健やかで質の高い成育環境の提供)

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---|--|------------------------------------|
| インターネットの危険性に関する啓発や学習の経験のある青少年(10~17歳)の割合 | 85.2% (2025年度) | こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」 |
| インターネットの危険性に関する啓発や学習の経験のある青少年(10~17歳)の保護者の割合 | 73.8% (2025年度) | こども家庭庁「青少年のインターネット利用環境実態調査」 |
| こども(幼児、小学生及び中学生)の交通事故死傷者数 | 20,628人 (2025年) | 警察庁「令和7年交通統計年報」 |
| 人口千人当たりの刑法犯少年の検挙人員 | 3.8人 (2025年) | 警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」 |
| 実践校で「生命(いのち)の安全教育」の教材をもとに指導を受けた児童生徒へのアンケート調査において、性犯罪・性暴力に対する理解度 | 84.6% (2025年度) | 文部科学省調べ |
| 児童買春事犯等の検挙件数 | 4,858件 (2025年) | 警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」 |
| 児童ポルノ事犯の検挙件数・被害児童数 | 検挙件数 : 2,654件 被害児童数 : 1,273人 (2025年) | 警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」 |
| 「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合 | 28.5% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 妊娠・出産のとき、または妊娠した場合に、安心して相談できる人・場所がある割合 | 67.5% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」よりこども家庭庁作成 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---|------------------------|----------------------------|
| 「障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進されていると思う」と回答する人の割合 | 27.5% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| プレコンセプションケアの認知度 | データなし(新規事業) | こども家庭庁「プレコンセプションケア推進5か年計画」 |
| 「お母さんはゆったりした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」の問に対する「はい」の回答率 | 89.2% (2023年度) | こども家庭庁成育局母子保健課調べ |
| 妊産婦等生活援助事業所の設置自治体数 | 30自治体 (2025年4月1日現在) | こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ |
| 幼稚園・幼保連携型認定こども園における小学校との接続状況について、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われていると回答した自治体数の割合 | 26.3% (2023年) | 文部科学省「幼児教育実態調査」 |
| 「「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた行動を取ったことがある」と回答した国民の割合 | 13.3% (2025年度) | こども家庭庁成育基盤企画課調べ |
| 児童福祉文化財に触れる機会が少ないと考えられる地方の子どもやその家族(年間4,000人程度を想定)を対象に特別推薦作品となった児童劇等を公演することによる、こどもの情操等の向上及び体験機会の創出 | データなし(新規事業) | こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)調べ |
| 公的機関や民間団体等が行う自然体験活動に関する行事に | 36.7% (2022年) | 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|--|--|
| 参加した小学生の割合 | | 少年の体験活動等に関する意識調査」 |
| 男性の育児休業取得率 | 40.5% (2024年度) | 厚生労働省「雇用均等基本調査」 |
| 第1子出産前後の女性の就業継続率 | 69.5% (2021年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| (育児休業後復職した者のうち) 男女の育児休業取得期間 | 2週間以上の育児休業取得 男性：62.3% 女性：99.3% 1か月以上の育児休業取得 男性：41.9% 女性：98.7% (2023年度) | 厚生労働省「雇用均等基本調査」 |
| 理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 | 52.6% (2021年度) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| 病児保育事業の延べ利用人数 | 133.2万人 (2024年度) | こども家庭庁「延長保育等実施状況調査」 |
| 「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合 | 16.7% (2024年) | 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」 |
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合 | 男性：59.7% 女性：69.2% (2024年) | 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」 |
| 安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合 | 98.1% (2025年) | こども家庭庁「こども・若者総合調査」 |
| 放課後児童クラブの登録児童数 | 1,570,645人 (2025年5月1日現在) | こども家庭庁成育局成育環境課「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況調査」 |
| 「食育」に関心を持っている国 | 79.1% | 農林水産省「食育に関 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|------|-----------|---------|
| 民の割合 | (2025 年度) | する意識調査」 |

II-2-(2)

(困難な状況にある子ども達のニーズ発見と、地域一体の支援)

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|
| こども家庭センターの整備市区町村数 | 1,496 自治体 (2026 年 4 月 1 日現在) | こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ |
| こどもデータ連携に取り組む市区町村数 | 11 自治体 (2025 年) | こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)調べ |
| 10~19 歳の自殺死亡率 | 7.8 (対人口 10 万人) (2025 年) | 警察庁自殺統計原票データ、総務省「人口推計」より厚生労働省作成 |
| 児童福祉司及び児童心理司の配置人数 | 児童福祉司 : 6,866 人 児童心理司 : 3,167 人 (2025 年度) | こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ |
| 里親等委託率 | 3 歳未満 29.4% 3 歳以上就学前 36.3% 学童期以降 23.9% (2024 年度) | 厚生労働省「福祉行政報告例」よりこども家庭庁作成 |
| 施設において小規模・地域分散化された養育環境に置かれている入所児童の割合 | 21.1% (2024 年) | こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ |
| 特別養子縁組の成立件数 | 563 件 (2024 年) | 裁判所「司法統計」 |
| 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合 | 38.3% (2024 年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| スクールカウンセラーが児童生徒等から相談を受けた件数 | 4,173,783 件 (2024 年度) | 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|--|----------------------|
| 「地域全体で取り組むこどもの悩み相談モデル事業」を実施する地方公共団体数 | 15 団体 (2026 年度) | こども家庭庁支援局 総務課調べ |
| 「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」を実施する地方公共団体数 | 14 団体 (2026 年度) | こども家庭庁支援局 総務課調べ |
| 生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率・高校等中退率・大学等進学率 | ・生活保護世帯に属するこどもの高校等進学 92.5% ・高校等中退率 4.0% ・大学等進学率→40.6% (2024. 4. 1 時点) | 厚生労働省社会・援護局保護課調べ |
| 母子・父子自立支援プログラム策定事業における自立支援計画書策定者にかかる就業実績 | 3,549 件 (2024 年度) | こども家庭庁支援局 家庭福祉課調べ |
| 高等職業訓練促進給付金を受けて資格を取得した者(修学継続中を除く)に占める就業者数の割合 | 77.2% (2024 年度) | こども家庭庁支援局 家庭福祉課調べ |
| ひとり親家庭のこどもの進学率 | 中学校卒業後 94.7% 高校等卒業後 65.3% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 地域こどもの生活支援強化事業の実施自治体数 | 421 自治体 (2025 年度) | こども家庭庁支援局 家庭福祉課調べ |
| ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯) | 46.7% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(父子世帯) | 28.3% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 養育費受領率(母子世帯) | 28.1% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 養育費受領率(父子世帯) | 8.7% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 養育費受領率(養育費の取り決) | 57.7% | こども家庭庁「全国ひ |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|--|-----------------------------|
| めをしている母子世帯) | (2021 年度) | とり親世帯等調査」 |
| 養育費受領率(養育費の取り決めをしている父子世帯) | 25.9% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| ひとり親家庭のうち親子交流についての取決めをしている割合(母子世帯) | 30.3% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| ひとり親家庭のうち親子交流についての取決めをしている割合(父子世帯) | 31.4% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 親子交流実施率(母子世帯) | 30.2% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 親子交流実施率(父子世帯) | 48.0% (2021 年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合 | 55.4% (2024 年度) | 法務省民事局参事官室調べ |
| 離婚届における「親子交流取決めあり」のチェック割合 | 57.3% (2024 年度) | 法務省民事局参事官室調べ |
| インクルージョン推進体制のための協議会が設置されている市町村数 | データなし(第4期(2027年度~2029年度)から指標設定) ※母数:全市町村(1,741) | こども家庭庁「障害(児)福祉計画に係る実施状況等調査」 |
| 幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合 | 94.0% (2023 年度) | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」 |
| 特別支援学校、幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児のうち、学校生活において、医療的ケア看護職員が配置できないことにより、保護者等が付添いを行っている医療的ケア児数の割合 | 2.5% (2024 年度) | 文部科学省「学校における医療的ケアに関する実態調査」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|---|-----------------------------|
| ※医療的ケア看護職員等が配置されていないことにより、一部または全部付添いが生じている場合に限る。 | | |
| 児童発達支援センター又はそれと同等の機能を有する体制を整備している自治体数 | 975 団体 (2022 年度) ※母数：全市町村 (1,741) | こども家庭庁「障害(児)福祉計画に係る実施状況等調査」 |
| 不就学の可能性がある外国人の子ども(小中学生相当)の数 | 9,153 人 (2025 年度) | 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査」 |

II-2-(3)

(若者が希望を持ち選択を実現できる環境の整備)

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|------------------------------|--|
| 各府省庁の審議会等に委員等として登用されている子ども・若者(～30代)の数 | 129 人 (2024 年 4 月 1 日) | こども大綱等を踏まえた審議会・懇談会等における子ども・若者委員の登用に関する調査結果(こども家庭庁) |
| 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合 | 24.3% (2025 年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 子ども・若者支援地域協議会設置地方公共団体数 | 145 団体 (2025 年 4 月 1 日現在) | こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ |
| 子ども・若者総合相談センター設置地方公共団体数 | 124 団体 (2025 年 4 月 1 日現在) | こども家庭庁支援局虐待防止対策課調べ |
| 「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合 | 68.8% (2025 年) | こども家庭庁「こども・若者総合調査」 |
| 希望どおりの結婚に向けて後押ししてくれたと感じた人の割合 | データなし(新規事業) | |
| プレコンセプションケアの認知度【再掲】 | データなし(新規事業) | こども家庭庁「プレコンセプションケア推 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|----|----|--------|
| | | 進5か年計画 |

Ⅱ-2-(4)

(産・官・学の総力を挙げた「こどもまんなか社会の」実現)

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---|----------------------|--------------------------|
| こどもまんなか社会実現プラットフォームの会員数 | 77件 (2026年4月) | こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)調べ |
| 認可外保育施設における指導監督基準の適合割合 | 74.3% (2023年度) | こども家庭庁「認可外保育施設の現況取りまとめ」 |
| 認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)における指導監督基準の適合割合 | 56.8% (2023年度) | こども家庭庁「認可外保育施設の現況取りまとめ」 |
| こどもまんなか応援サポーターの数 | 4,176団体 (2026年1月) | こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)調べ |
| こどもまんなか社会に向けた取組を統合報告書等に記載している企業数 | データなし(新規事業) | |
| 「こどもとともに成長する企業」に認定された企業数 | データなし(新規事業) | |
| 「子どもの権利とビジネス原則」の尊重・実践を表明した企業数 | データなし(新規事業) | |
| 金融機関により「こどもまんなか」の取組の支援等を受けた企業数 | データなし(新規事業) | |
| エコチル調査全体データを利用した論文の数 | 595編 (2026年5月) | 環境省 エコチル調査ホームページ「成果発表一覧」 |

Ⅱ-2-(5)

（「こどもまんなか」を支える基盤の確保）

| 項目 | 現状 | 出典 | | | | | | | | | | |
|--|---|--|-------|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|----|-------|---|
| 相談救済機関を設置している自治体数 | 61 自治体 | こども家庭庁「こども・若者権利影響評価及び相談救済機関にかかる調査研究」 | | | | | | | | | | |
| 「こどもの権利条約」の認知度（「あなたは、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」について聞いたことがありますか」という質問に「どんな内容かよく知っている」「どんな内容か少し知っている」「名前だけ聞いたことがある」と回答した人の割合） | <table border="0"> <tr> <td>小学 1～3 年生</td> <td>16.8%</td> </tr> <tr> <td>小学 4～6 年生</td> <td>32.0%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>67.1%</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>53.2%</td> </tr> </table> （2023 年度） | 小学 1～3 年生 | 16.8% | 小学 4～6 年生 | 32.0% | 中学生 | 43.2% | 高校生 | 67.1% | 大人 | 53.2% | こども家庭庁「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」 |
| 小学 1～3 年生 | 16.8% | | | | | | | | | | | |
| 小学 4～6 年生 | 32.0% | | | | | | | | | | | |
| 中学生 | 43.2% | | | | | | | | | | | |
| 高校生 | 67.1% | | | | | | | | | | | |
| 大人 | 53.2% | | | | | | | | | | | |
| 「こども若者★いけんぷらす」に登録しているこども・若者の数 | 4,543 人 （2025 年度末時点） | 「こども・若者意見反映推進事業（こども若者★いけんぷらす）」事業実績（こども家庭庁） | | | | | | | | | | |
| 保育業務施設管理プラットフォームの満足度 | データなし（新規事業） | こども家庭庁成育局保育政策課調べ | | | | | | | | | | |
| 保活情報連携基盤利用者の保活に関する満足度 | データなし（新規事業） | こども家庭庁成育局保育政策課調べ | | | | | | | | | | |
| 教師の時間外在校等時間の状況 | 小学校教諭：30.6 時間 中学校教諭：40.4 時間 （2024 年度） | 文部科学省調べ（令和 7 年度） | | | | | | | | | | |
| 保育士等の処遇改善の推移（累計） | 39% （2025 年） | こども家庭庁成育局保育政策課調べ | | | | | | | | | | |
| 保育人材の不足感を感じる施設の割合 | 80.3% （2024 年度） | こども家庭庁成育局保育政策課調べ | | | | | | | | | | |
| こども家庭庁公式 X フォロワー数 | 約 32,000 人 （2026 年 4 月） | こども家庭庁総務課調べ | | | | | | | | | | |
| こども家庭庁公式 Instagram フォロワー数 | 約 19,000 人 （2026 年 4 月） | こども家庭庁総務課調べ | | | | | | | | | | |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| こども家庭庁公式 note 投稿数 及びフォロワー数 | 80 件／約 700 人 (2026 年 4 月) | こども家庭庁総務課 調べ |
| プレコンセプションケアの認 知度【再掲】 | データなし（新規事業） | こども家庭庁「プレコ ンセプションケア推 進 5 か年計画」 |

(参考) こども大綱別紙 1 に定められた「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

| 項目 | 目標 | 現状 | 出典 |
|--|----------|--------------------------|---|
| 「こどもまんなか社会の実現に向かってい る」と思う人の割合 | 70% | 19.2% (2025 年) (注 1) | こども家庭庁「こども政策の 推進に関する意識調査」 |
| 「生活に満足している」と思うこどもの割合 | 70% | 60.8% (2022 年) (注 2) | OECD「生徒の学習到達度 調査 (PISA)」 |
| 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の 割合 (自己肯定感の高さ) | 70% | 67.5% (2025 年) (注 3) | こども家庭庁「こども・若者 総合調査」 |
| 社会的スキルを身につけているこどもの割合 | 80% | 74.2% (2022 年) (注 4) | OECD「生徒の学習到達度 調査 (PISA)」 |
| 「自分には自分らしさというものがある」と 思うこども・若者の割合 | 90% | 86.3% (2025 年) (注 5) | こども家庭庁「こども・若者 総合調査」 |
| 「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこ ども・若者の割合 | 現状 維持 | 96.3% (2025 年) (注 6) | こども家庭庁「こども・若者 総合調査」 |
| 「社会生活や日常生活を円滑に送ることがで きている」と思うこども・若者の割合 | 70% | 36.7% (2025 年) (注 7) | こども家庭庁「こども・若者 総合調査」 |
| 「こども政策に関して自身の意見が聴いても らえている」と思うこども・若者の割合 | 70% | 24.3% (2025 年) (注 8) | こども家庭庁「こども政策の 推進に関する意識調査」 |
| 「自分の将来について明るい希望がある」と 思うこども・若者の割合 | 80% | 68.8% (2025 年) (注 9) | こども家庭庁「こども・若者 総合調査」 |
| 「自国の将来は明るい」と思うこども・若者 の割合 | 55% | 23.1% (2023 年) (注 10) | こども家庭庁「我が国と諸外 国のこどもと若者の意識に関 する調査」 |
| 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会 の実現に向かってい」と思う人の割合 | 70% | 30.6% (2025 年) (注 11) | こども家庭庁「こども政策の 推進に関する意識調査」 |
| 「こどもの世話や看病について頼れる人がい る」と思う子育て当事者の割合 | 90% | 83.1% (2022 年) (注 12) | 国立社会保障・人口問題研究 所「生活と支え合いに関する 調査」よりこども家庭庁作成 |

注 1 : 16~49 歳の回答結果。

注 2 : 0~10 の選択肢で 7 以上と答えた 15 歳の割合。OECD 平均は 61.4% (2022 年)。

注 3 : 15~39 歳の回答結果。

- 注4：「学校ですぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ15歳の割合。OECD平均は74.6%（2022年）。
- 注5：15～39歳の回答結果。
- 注6：15～39歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。
- 注7：15～39歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。
- 注8：16～29歳の回答結果。
- 注9：15～39歳の回答結果。
- 注10：13～29歳の回答結果。
- 注11：16～49歳の回答結果。
- 注12：18歳未満の子どもがある世帯の者のうち「頼れる人（子どもの世話や看病）の有無」について「いる」と回答した割合。

(参考) こども大綱別紙2に定められたこども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---|--|---|
| 「こどもは権利の主体である」と思う人の割合 | 50.3% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合 | 35.2% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| BMI 18.5未満の20~30歳代の女性の割合 | 16.6% (2024年) | 厚生労働省「国民健康・栄養調査」 |
| こどもの貧困率 (注1) | 11.5% (2021年) | 厚生労働省「国民生活基礎調査」 |
| | 10.3% (2019年) | 総務省「全国家計構造調査」 |
| 生活保護世帯に属するこどもの高校等進学率 | 92.5% (2024年4月1日現在) | 厚生労働省社会・援護局保護課調べ |
| 生活保護世帯に属するこどもの高校等中退率 | 4.0% (2024年4月1日現在) | 厚生労働省社会・援護局保護課調べ |
| 生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率 | 40.6% (2024年4月1日現在) | 厚生労働省社会・援護局保護課調べ |
| 電気、ガス、水道料金の未払い経験(こどもがある全世帯) | 電気料金 3.5% ガス料金 3.5% 水道料金 3.6% (2022年) | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成 |
| 食料又は衣服が買えない経験(こどもがある全世帯) | 食料が買えない経験 12.1% 衣服が買えない経験 13.8% (2022年) | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成 |
| 「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(イン | 27.5% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---------------------------|--|---|
| クルージョン)が推進されている」と思う人の割合 | | |
| 里親等委託率 | 3歳未満 29.4% 3歳以上就学前 36.3% 学童期以降 23.9% (2024年度) | 厚生労働省「福祉行政報告例」※数値は、こども家庭庁で算出 |
| 児童養護施設のこどもの進学率 | 中学校卒業後 96.7% 高校等卒業後 42.1% (2025年5月1日現在) | こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ |
| 児童相談所における児童虐待相談対応件数 | 223,691件 (2024年度) ※2026年1月30日時点の公表データ | 厚生労働省「福祉行政報告例」 |
| 「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合 | 中学2年生 1.8% 全日制高校2年生 2.3% 定時制高校2年生相当 4.6% 通信制高校生 7.2% (2020年度) 大学3年生 2.9% (2021年度) 18歳以上の若者 2.3% (2025年度) | 厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2020年度、2021年度) ※数値は、こども家庭庁で算出 こども家庭庁「ヤングケアラーの実態把握等に関する調査研究」(2025年度) |
| 小・中・高生の自殺者数 | 538人 (2025年) | 警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成 |
| 30歳未満の自殺者数 | ～19歳 830人 20～29歳まで 2,412人 (2025年) | 警察庁「自殺統計」より厚生労働省作成 |
| SNSに起因する事犯の被害児童数 | 1,566人 (2025年) | 警察庁「令和7年における少年非行及び子供の性被害の状況」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---|---|--------------------------------------|
| 小・中・高校における暴力行為発生件数 | 小学校 82,997 件 中学校 40,039 件 高校 5,823 件 (2024 年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| 30 歳未満の不慮の事故での死亡者数 | 829 人 (2025 年概数) | 厚生労働省「人口動態統計」 |
| 妊産婦死亡率 | 4.6 (出産 10 万対) (2024 年) | 厚生労働省「人口動態統計」 |
| 妊娠・出産について満足している者の割合 | 86.4% (2023 年度) | こども家庭庁成育局母子保健課調べ |
| 「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の 1 つである」と思う人の割合 | 47.7% (2025 年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 安心できる場所の数が 1 つ以上あるこども・若者の割合 | 98.1% (2025 年) (注 2) | こども家庭庁「こども・若者総合調査」 |
| 児童・生徒における肥満傾向児の割合 | 10 歳(小学 5 年生)男子 : 13.1% <参考> 10 歳(小学 5 年生)女子 : 9.5% 13 歳(中学 2 年生)男子 : 10.9%、女子 : 8.7% 16 歳(高校 2 年生)男子 : 9.8%、女子 : 6.8% (2025 年度) | 文部科学省「学校保健統計」 |
| 児童・生徒における痩身傾向児の割合 | 16 歳(高校 2 年生)女子 : 3.1% <参考> 10 歳(小学 5 年生)男子 : 2.9%、女子 : 2.8% 13 歳(中学 2 年生)男子 : 2.8%、女子 : 3.8% | 文部科学省「学校保健統計」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|---|--------------------------------------|
| | 16歳(高校2年生)男子:3.2% (2025年度) | |
| 裸眼視力1.0未満の者 | 小学生 36.1% 中学生 59.4% 高校生 71.5% (2025年度) | 文部科学省「学校保健統計」 |
| 「食育」に関心を持っている国民の割合 | 79.1% (2025年度) | 農林水産省「食育に関する意識調査」 |
| 「こども・若者の心身の健康等についての情報提供やこころのケアが十分だ」と思う人の割合 | 39.2% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合 | 45.7% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| いじめの重大事態の発生件数 | 1,404件 (2024年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷等のいじめ被害 | 27,365件 (2024年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| 小・中学校における不登校児童生徒数 | 353,970人 (2024年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| 高校における不登校生徒数 | 67,782人 (2024年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| 高校中退率 | 1.4% (2024年度) | 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 |
| 大学進学率 | 58.60% (2025年) | 文部科学省「学校基本統計」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|---|--|------------------------------|
| 若年層の平均賃金 | ～19 歳 正社員・正職員 210.8 千円 正社員・正職員以外 186.3 千円 20～24 歳 正社員・正職員 247.5 千円 正社員・正職員以外 203.5 千円 25～29 歳 正社員・正職員 285.0 千円 正社員・正職員以外 227.9 千円 (2025 年) | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 |
| 若い世代の正規雇用労働者等 (自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合 | 15～34 歳 98.0% (2025 年平均) | 総務省「労働力調査」 |
| 50 歳時点の未婚率 | 男性 28.25% 女性 17.81% (2020 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2026」 |
| 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合 | 男性 81.4% 女性 84.3% (2021 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| 合計特殊出生率 | 1.14 (2025 年概数) | 厚生労働省「人口動態統計」 |
| 出生数 | 671,236 人 (2025 年概数) | 厚生労働省「人口動態統計」 |
| 夫婦の平均理想子ども数 | 2.25 人 (2021 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| 夫婦の平均予定子ども数 | 2.01 人 (2021 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|---|--------------------------|
| 未婚者の平均希望こども数 | 男性 1.82 人 女性 1.79 人 (2021 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| 理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合 | 52.6% (2021 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| 理想のこども数が3人以上の夫婦で理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合（注3） | 59.3% (2021 年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| 「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合 | 28.5% (2025 年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 「保護者が、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を家庭で行うための支援がされている」と思う人の割合 | 29.0% (2025 年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 男性の育児休業取得率 | 40.5% (2024 年度) | 厚生労働省「雇用均等基本調査」 |
| （育児休業後復職した者のうち） 男女の育児休業取得期間 | 2 週間以上の育児休業取得 男性：62.3% 女性：99.3% 1 か月以上の育児休業取得 男性：41.9% 女性：98.7% (2023 年度) | 厚生労働省「雇用均等基本調査」 |
| 6 歳未満のこどもをもつ夫の家事関連時間 | 1 日あたり 114 分（2021 年） | 総務省「社会生活基本調査」 |
| 週労働時間 40 時間以上の雇用者のうち週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 | 7.70% (2025 年平均) | 総務省「労働力調査（基本集計）」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|--|---|---|
| 「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合 | 34.1% (2025年) | こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」 |
| 第1子出産前後の女性の就業継続率 | 69.5% (2021年) | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 |
| ひとり親家庭のこどもの就園率（保育所・幼稚園等） | 79.8% (2021年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」(注4) |
| ひとり親家庭のこどもの進学率 | 中学校卒業後 94.7% 高校等卒業後 65.3% (2021年度) | こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」 |
| 電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯） | 電気料金 8.5% ガス料金 8.7% 水道料金 10.4% (2022年) | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成 |
| 食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯） | 食料が買えない経験 21.1% 衣服が買えない経験 19.0% (2022年) | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成 |
| こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯） | 重要な事柄の相談 12.0% いざという時のお金の援助 18.5% (2022年) | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成 |
| こどもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第1～Ⅲ十分位） | 重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 18.6% (2022年) | 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」 |
| ひとり親家庭の親の就業率 | 母子世帯 83.0% 父子世帯 87.8% (2020年) | 総務省「国勢調査」 |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 | 母子世帯 50.7% 父子世帯 71.4% | 総務省「国勢調査」 |

| 項目 | 現状 | 出典 |
|------------|------------------------|-----------------|
| | (2020 年) | |
| ひとり親世帯の貧困率 | 44.5% (注5) (2021 年) | 厚生労働省「国民生活基礎調査」 |
| | 53.3% (注6) (2019 年) | 総務省「全国家計構造調査」 |

注1：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子ども（17歳以下）の数をこどもの数で除したものの。

注2：15～39歳の回答結果。

注3：予定子ども数が理想子ども数より少ない夫婦のうち、理想子ども数が3人以上で予定子ども数が2人以上の夫婦が、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を選択する割合。

注4：調査実施当時は厚生労働省所管。

注5：貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものの。

注6：貧困線に満たない大人一人（18歳以上）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものの。